

2020年（令和2年）6月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）5月26日付けで諮問（第1015号）された固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

本市の建築物の耐震化促進に当たっては、建築指導課において、藤沢市耐震改修促進計画（以下「本市促進計画」という。）に基づき、木造住宅、分譲マンション及び耐震診断を義務付けた緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修工事に対する補助制度を設け、耐震化を進めてきている状況である。

この補助制度の実施に当たっては、家屋所有者に対し、耐震化達成状況の進捗管理並びに耐震化に関する指導、助言等を行う必要があることから、市内全域の病院、店舗、旅館といった不特定多数の

者が利用する建築物や、学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する一定規模の建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第14条第1号に規定する建築物。以下「法第14条第1号建築物」という。）を対象とする法第14条第1号建築物台帳並びに地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する緊急輸送道路、避難路及び津波避難路沿道の通行を妨げるおそれのある建築物（法第14条第3号に規定する建築物。以下「法第14条第3号建築物」という。）を対象とする法第14条第3号建築物台帳を作成している。なお、これらの台帳には建築物の所在地、用途、規模、新耐震基準以前、以降等の項目が記載されている。

建築指導課において、平成27年度に行った法第14条第1号建築物台帳及び法第14条第3号建築物台帳の作成に当たっては、対象建築物が市内全域に存在することから、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報である建築物の所在地、用途、規模、新耐震基準以前、以降等の文字情報並びに建築物の位置を地図上にプロットするための家屋棟番号図を利用させた。これらの情報を利用させることについては、2015年（平成27年）3月12日付けで藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）から答申（第720号）を受けている。

本市促進計画の計画期間は令和2年度までとしていることから、令和2年度に実施する改定に合わせて、法第14条第1号建築物台帳及び法第14条第3号建築物台帳を更新するため、2015年（平成27年）以降に新築された建築物の追加、解体された建築物の削除、用途が変更された建築物の情報の更新及び2019年（平成31年）に政令が改正されたことにより対象となった建築物に附属する組積造の塀の情報の追加を行うことから、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報並びにそれに関連した家屋棟番号図を建築指導課に利用させることが必要となる。

以上のことから、個人情報を利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理を行うことについて、審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外に利用させる課

建築指導課

イ 目的外に利用させる個人情報

(ア) 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報（電子情報）

- a 所在地番
- b 種類（現況）
- c 用途（現況）
- d 構造（現況）
- e 階数（現況）
- f 1階床面積（現況）

- g 延床面積（現況）
- h 建築年月
- i 棟番号
- j 新築・増築の別（新增コード）
- k 棟数コード
- l 区分所有家屋情報（区分コード）
- m 区分建物番号

(イ) 税務地図（紙媒体）

家屋棟番号図

ウ 個人情報をも目的外に利用させることの必要性

今回必要となる個人情報は、約46,750件が対象である。

約46,750件にもおよぶ建築物の情報を本人から収集する場合には、時間、労力及び費用を莫大に費やすこととなることから、事務処理の効率性を著しく損ねないように、資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を目的外に利用させる必要がある。

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

今回必要となる個人情報のデータは約46,750件であり、通知すべき相手が多数である。通知する費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前の本人通知を省略する。

なお、建築指導課において、建築物の所有者に対しては、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び家屋棟番号図から家屋の状況、用途等の個人情報を収集し利用する旨を広報ふじさわに掲載し、事前に周知する。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

本業務のため利用させる個人情報は、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の中から抽出する約46,750件であり、件数及び情報量が非常に多いため、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

「2 実施機関の説明要旨」(2)イ(ア)のとおりである。

(5) 安全対策について

本業務のために利用させる個人情報は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータをIT推進課にて抽出及びデータの暗号化を行った上で記録媒体に記録し、建築指導課に引き渡すものであり、安全対策が十分に図られている。なお、家屋棟番号図については、紙媒体で建築指導課に貸与する。

紙媒体及び記録媒体に記録したものの引渡しについては、受け渡し簿を作成し、双方で確認し、紛失することのないよう専用ケース等に収納し、複数人で運搬する。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のと

おり個人情報の保護に努めさせる。

ア 記録媒体に記録したものの保存については、鍵のかかるキャビネットにて保管すること。

イ 本業務に当たる担当者は必要最小限とすること。

ウ 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しないこと。

エ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。

オ 本業務終了後、当該個人情報を速やかに廃棄すること。

(6) 実施時期

2020年（令和2年）7月15日から2021年（令和3年）3月31日まで

(7) 添付資料

ア 家屋棟番号図

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

今回必要となる個人情報は、約46,750件が対象である。約46,750件にもおよぶ建築物の情報を本人から収集する場合には、時間、労力及び費用を莫大に費やすこととなることから、事務処理の効率性を著しく損ねないように、資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

今回必要となる個人情報のデータは約46,750件であり、通知すべき相手が多数である。通知する費用及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前の本人通知を省略する。

なお、建築指導課において、建築物の所有者に対しては、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び家屋棟番号図から家屋の状況、用途等の個人情報を収集し利用する旨を広報ふじさわに掲載し、事前に周知する。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本業務のため利用させる個人情報、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の中から抽出する約46,750件であり、件数及び情報量が非常に多いため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

本業務のために利用させる個人情報は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータをIT推進課にて抽出及びデータの暗号化を行った上で記録媒体に記録し、建築指導課に引き渡すものであり、安全対策が十分に図られている。なお、家屋棟番号図については、紙媒体で建築指導課に貸与する。

紙媒体及び記録媒体に記録したものの引渡しについては、受け渡し簿を作成し、双方で確認し、紛失することのないよう専用ケース等に収納し、複数人で運搬する。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の保護に努めさせる。

- (ア) 記録媒体に記録したものの保存については、鍵のかかるキャビネットで保管すること。
- (イ) 本業務に当たる担当者は必要最小限とすること。
- (ウ) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しないこと。
- (エ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。
- (オ) 本業務終了後、当該個人情報を速やかに廃棄すること。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上